

日本共産党の議員による市役所における市職員個人に対するしんぶん赤旗の勧誘・販売・配達・集金に関する実態把握と、労働安全衛生の確保についての陳情書

陳情の理由

日本共産党の議員は全国各地の自治体において議員の立場でありながら自治体職員に対して日本共産党の機関紙しんぶん赤旗を売りつけている。議員は質問権や条例制定権を有しており、議会と行政は対等な地位とはいえ、首長の補助機関である自治体職員にとって、議員の方が職員よりも心理的優位な地位であることに異論はないだろう。日本共産党議員はそのような地位の優位性を利用して、自治体職員に対して、しんぶん赤旗の購読を勧誘し、売りつけており、少なくとも鎌倉市や行橋市、春日部市、伊丹市においては議会質疑や新聞報道でも明らかになっているところである。このように地位を利用してしんぶん赤旗を売りつけることは、パワーハラスメントと指摘されてもおかしくないものである。私は鎌倉市議会議員を務めていたが、鎌倉市役所ではまさに庁舎内において市職員に対して、市職員が係長に昇進すると、日本共産党議員が現れて、しんぶん赤旗の購読の勧誘にやってきて、売りつけていたことを明らかにし、これをパワーハラスメントの疑いがあるとし、労働安全衛生の観点から議会で追及し、結果、庁舎管理権を有する鎌倉市長は、執務室内での勧誘販売について全国で初めて禁止したところである。当の共産党議員は、自由な政治活動だとし、自由意志は担保していると主張するが、私に相談した市職員から言わせれば、元来執務に質疑・質問をする傾向にある共産党議員に、しんぶん赤旗を購読してくれないかと勧誘されれば、議案審査への影響を危惧し、嫌でも買わざるを得ないと証言している。そもそも、現代はインターネットの時代であり、しんぶん赤旗も職員個人が読みたければ、自由意志で、インターネットで申込みことも可能であるのにも関わらず、しんぶん赤旗の購読者数確保のために、立場の弱い自治体職員に購読させる行為は、まさにパワーハラスメントであり、労働者の立場を何ら配慮しない横暴といえる。また、自治体職員は首長の補助機関であるが、職員は労働者の地位を有しており、首長は、使用者である。使用者であるならば、当然、労働者の健全な職場の労働安全衛生の確保についてメンタルヘルス面も含めて、その義務を負っている。メンタルヘルス面に配慮せず、パワハラを容認すれば、使用者責任も問われるものである。日頃、労働者福祉向上のために尽力される伊藤舞市長が庁舎管理権を有する芦屋市役所でパワハラが黙認されることで芦屋市がブラック企業になることは決して容認出来るものではない。よって、下記、陳情する。

陳情項目

- 1、芦屋市役所内において日本共産党の芦屋市議会議員が、芦屋市職員個人に対して、しんぶん赤旗の勧誘・販売・配達・集金をしていないかの実態把握調査。(既に多くの自治体で実態が確認されている)
- 2、1において芦屋市職員個人にしんぶん赤旗の勧誘・販売・配達・集金する実態があった場合、現代においてはインターネットからも自由に購読申込ができることをふまえて、本来、買いたくないのにしんぶん赤旗を購読させられている市職員の自由意志を尊重するため、芦屋市役所内における勧誘・販売行為については労働安全衛生の観点から労働者の立場に立って制限すること。

令和元年9月25日

芦屋市議会議員 中島健一 あて

陳情者住所 神戸市東灘区住吉本町

氏名

上島寛弘

